

令和4年12月20日

和解に関する上申書

- 1 京都地方裁判所第7民事部合議にD係 御 中 (FAX211-4106)
- 2 原告訴訟代理人弁護士 中 島 晃 先生 (FAX256-2198)

〒604-0981

京都市中京区御幸町竹屋町上る松屋ビルアネックス3階

湯川法律事務所

(送信者) 債務者代理人

弁護士 湯川 二 朗

TEL075-253-6570・FAX075-253-6571



【事件の表示】

令和4年(ワ)第2123号時代祭資金支出差止請求事件

原告 伊藤要

被告 植柳自治連合会

12月8日に町内会長会を開いて和解への対応を協議しました。その際、町内会長の皆様から出た意見は、

- ・もともとこの町内は本願寺寺内町で、この地域に住む人は真宗にも入信することが求められた。しかし、稻荷伏見大社氏子、平安講社構成員もいる。そのほかに、若宮八幡宮もある。しかし、それでも宗教的寛容をもって旨となしてきたものであり、誰もがそれぞれの信心を持ちながら、他の宗派の行事に異議を述べることなくやってきた。これまで本願寺が信教の自由に反するといつて時代祭行列に反対したり、費用を支出することを拒否したことはない。
- ・植柳自治連の中でいつまでも裁判を継続するのはよくない。裁判費用もかかるし、早く終わりにしたい。
- ・さりとて、今日の区長会で結論出すのは時期尚早。総会を待って結論を出すべき。
- ・植柳自治連限りの問題ではなく、京都市や他の自治連にも影響が及ぶので、京都市とも協議をして結論を出すべきだ。
- ・原告は宗教的行事に関して組織分離と会計分離を求めているが、植柳自治連もそれはやってきたはず。これからは会費の内訳を明示して、たとえば平安講社寄附分いくらは除いて会費を納めるとかいうことにして会費を集金するようにすれば、会計係は大変かもしれないが、そのようなお金の色分けですむのであれば、そうすればいいのではないか。
- ・総会で決めるというが、事業費基金積立金についても、過去の総会で、時代祭等の事業の不足分が出たときはそれに充てる基金であるということの了承を得て決めたことなのに、それでも裁判が出されるのであれば、今度総会でまた新たに決めてもまた覆されるのではないか。

というものでした。以上を受けて、植柳自治連としては、京都市とも協議を重ねながら、臨時総会又は来年4月の総会で決めていくことにしたいということになりました。

したがって、総会前の次回期日で和解できる内容は、

1. 被告は原告の申出を受けて時代祭行列その他宗教行事について組織分離と会計分離ができるよう、京都市との協議も尽くしながら、総会において議論を尽くしてしかるべく決定するものとする。
2. 原告は本訴を取り下げる。
3. 訴訟費用は各自の負担とする。

という内容のものになると考えます。よろしくご検討くださいますようお願い申し上げます。

以上